

令和3年2月1日

令和3年第1回
大分県後期高齢者医療広域連合議会
定例会議案

大分県後期高齢者医療広域連合

令和3年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会提出案件
(令和3年2月1日)

	ページ
議第1号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選 任に関し議会の同意を求めることについて	・・・1
議第2号 専決処分した事件の承認について (大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 に関する条例の一部改正)	・・・3
議第3号 令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算	別冊①
議第4号 令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合 特別会計予算	別冊②
議第5号 大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の 策定について	・・・5

議第1号

大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めること
について

大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に次の者を選任したいので、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第162条の規定及び大分県
後期高齢者医療広域連合規約第12条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月1日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

記

氏名	現住所	生年月日
本田 博文	大分県速見郡日出町大字豊岡33 51番地9	昭和28年7月14日

提案理由

大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長を選任いたしたく本案を提出する。

履 歴 書

現住所 大分県速見郡日出町大字豊岡3351番地9

氏 名 本田 博文

昭和28年7月14日生（満67歳）

略 歴

昭和55年3月 国立大分大学経済学部 卒業

昭和55年4月 大分県庁入職

平成20年4月 大分県税務課長

平成24年4月 大分県税事務所長

平成25年4月 公益財団法人大分県奨学会 常務理事

平成28年9月 日出町長就任

令和 2年9月 日出町長就任（2期目）

現在に至る。

議第 2 号

専決処分した事件の承認について

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 22 日をもって次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 1 日

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年大分県後期高齢者医療広域連合条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中「地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額」を「同法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第 3 号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「同条第 2 項に規定する金額」を「同条第 2 項第 1 号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第 2 項中「（昭和 40 年法律第 33 号）」を削る。

附則第 2 条中「第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号中「総所得金額」を「第 14 条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」に、「」と、第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「同条第 2 項」を「及び」と、「同法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号」とあるのは「地方税法第 31

4条の2第2項第1号」と、「110万円」とあるのは「125万円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」と、「同条第2項第1号」に、「第314条の2第2項」を「第314条の2第2項第1号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第5号

大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を別紙のとおり策定することについて、議決を求める。

令和3年2月1日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、大分県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を策定いたしたく本案を提出する。

大分県後期高齢者医療広域連合 第4次広域計画

令和3年2月

大分県後期高齢者医療広域連合

1 広域計画の趣旨

大分県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定し、大分県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び構成市町村が、相互にその役割を担い、連携を図りながら、総合的かつ計画的に後期高齢者医療に関する事務を行うための基本的な指針となるものである。

2 現状と課題

（1）現状

我が国の総人口は、平成22年にピークを迎え、1億2,806万人となり、その後は人口減少局面に突入した。一方、後期高齢者数は、平成20年度末の1,321万人から平成30年度末には1,742万人となり、421万人、率にして31.9%の増加となっている。

大分県における後期高齢者数は、制度開始当初（平成20年度末）には、約16万3千人であったものが、平成30年度末には約18万9千人となり、2万6千人、率にして16.0%増加している。これに伴い、医療費についても、平成20年度末の約1,268億円から、平成30年度末には1,824億円と556億円、率にして43.8%増加している。

こうした中、令和7年（2025年）には、約800万人いる「団塊の世代」のすべてが75歳になることから、大分県においても後期高齢者の大幅な増加が見込まれ、これに伴い、医療費の増嵩も予見されている。

（2）課題

上述したように、フレイルが発現しやすく、受診機会が増える可能性の高い後期高齢者数の急激な増加に伴い、医療費の大幅な増加が見込まれることから、医療費適正化に向けた更なる取り組みが急務となっており、疾病の重症化予防と健康寿命の延伸に向けた、保健事業の一層の充実が求められている。このため、令和2年4月1日から施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律で明示された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」により、市町村と連携・協力しながら、介護保険の地域支援事業と国民健康保険の保健事業と併せ一体的かつ強力で推し進める必要がある。

3 広域計画の基本方針

この計画は、後期高齢者医療制度の実施に当たって、広域連合及び構成市町村が事務処理を行っていくための枠組みとなるものであり、広域連合及び市町村の役割分担を明示するとともに、県内すべての市町村の住民に対して、広域連合の目標を明確に示すものでもある。

また、本計画の推進に当たっては、市町村及び県が策定する医療及び介護に関する計画・事業との整合性を図ることとしている。

(1) 健全な財政運営

健全な財政運営を行うため、適正な資格管理を行うとともに、適切な歳入の確保・歳出の執行に努める。

特に、後期高齢者医療制度の主要財源である保険料については、医療費の動向を注視し、適正な保険料率の算定及び賦課を行う。さらに保険料負担の公平性を確保するため、収納対策実施計画に基づいた、きめ細やかな収納対策を講じる等、市町村及び県と協議・連携の上、一層の収納率向上を図り、必要な財源の確保に努める。

(2) 医療費の適正化

医療費の適正化を図るため、県の医療費適正化計画等を踏まえながら、関係機関と連携し、下記事業に取り組む。

- ① レセプト点検の充実
- ② レセプト情報等の活用による医療費分析
- ③ 第三者行為求償事務の推進
- ④ ジェネリック医薬品利用促進、医療費通知の実施
- ⑤ 重複・頻回受診者訪問指導事業等の実施
- ⑥ 療養費の適正化

(3) 保健事業の推進

広域連合が策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、高齢者のQOLの向上と医療費の適正化を目的にPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を行うとともに、元気な高齢者を増やし、できる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、市町村及び関係団体との連携を強化した保健事業に取り組む。また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、広域連合の保健事業の一部を市町村に委託することにより、市町村において実施する介護保険の地域支援事業及び国民健康保険の保健事業と、後期高齢者医療制度の保健事業との一体的な実施の推進に努める。

(4) 事務処理の効率化

事務処理の効率化を図るため、広域連合と市町村の連携・協力を密にして、被保険者へのサービス向上に努める。

また、広域連合及び市町村職員に対する研修等の充実を図り、職員の能力向上に努める。

(5) 広報活動の充実

後期高齢者医療制度を円滑に運営するためには、被保険者の理解と協力は不可欠であることから、パンフレット等の作成・配布、ホームページでの情報提供、市町村の広報紙への掲載、さらに新聞やテレビ、ラジオといったマスメディアを積極的に活用した広報活動を展開する。

(6) 個人情報の適正管理

制度の運営に当たっては、広域連合と市町村の間で、住民基本台帳情報や課税情報、医療情報、マイナンバー等のやり取りを行うことが不可欠であることから、個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護規程やセキュリティポリシーに則り、広域連合と市町村の双方において厳格な管理を行う。

4 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村は、関係法令により、それぞれが行うものとされた事務を分担しながら、連携して円滑な事務の推進に努める。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者の資格の認定（取得・喪失・異動の確認）、被保険者証の交付決定等の事務は広域連合が行い、被保険者等からの被保険者資格の取得・喪失・異動の届出の受付等の窓口事務は市町村が行う。

(2) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

保険料率の決定及び保険料の賦課決定並びに保険料の減免及び徴収猶予の決定等の事務は広域連合が行い、保険料の徴収・滞納処分等の事務は市町村が行う。

(3) 医療給付に関する事務

後期高齢者医療の給付の支給決定等に関する事務は広域連合が行い、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口事務は市町村が行う。

(4) 保健事業に関する事務

広域連合は、市町村及び関係団体と連携して、広域連合が策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、被保険者のQOLの向上と医療費の適正化を目的に健康寿命の延伸のため必要な事業を行う。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る事業を効果的かつ効率的に推進するため、市町村へ事業の一部を委託するとともに、必要な情報の提供や調整、財源の確保等に取り組み、市町村の支援に努める。

市町村は受託するに当たり、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めた上で、被保険者の状況に応じたきめ細やかな保健事業を実施する。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

各種申請や認定等に関する相談・問い合わせについて、広域連合と市町村が連携して対応する。

また、広報活動についても広域連合と市町村が連携しながら実施する。

5 広域計画の期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

ただし、大分県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

①

令和3年2月

令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算

目 次

一般会計予算		[ページ]
第1表	歳入歳出予算	2
一般会計予算に関する説明書		
歳入歳出予算事項別明細書		
1	総 括	7
2	歳 入	
1 款	分担金及び負担金	10
2 款	財 産 収 入	10
3 款	繰 入 金	10
4 款	繰 越 金	10
5 款	諸 収 入	10
3	歳 出	
1 款	議 会 費	12
2 款	総 務 費	12
3 款	民 生 費	14
4 款	公 債 費	16
5 款	予 備 費	16
	給 与 費 明 細 書	18

議第 3 号

令和 3 年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 3 年度大分県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 2 1, 2 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 3 年 2 月 1 日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		798,652
	1 負担金	798,652
2 財産収入		212
	1 財産運用収入	212
3 繰入金		122,333
	1 基金繰入金	122,333
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		921,200

令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算に関する説明書

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 議会費	2,135	2,160	△25
2 総務費	246,817	252,186	△5,369
3 民生費	668,247	644,237	24,010
4 公債費	1	1	0
5 予備費	4,000	4,000	0
歳出合計	921,200	902,584	18,616

2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 市町村負担金	798,652	837,374	△38,722
計	798,652	837,374	△38,722

(款) 2 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 利子及び配当金	212	125	87
計	212	125	87

(款) 3 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 財政調整基金繰入金	122,333	65,082	57,251
計	122,333	65,082	57,251

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 5 諸収入

(項) 1 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 預金利子	1	1	0
計	1	1	0

(款) 5 諸収入

(項) 2 雑 入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 雑 入	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費負担金	798,652	1 事務費負担金 市町村からの共通経費負担金	798,652

節		説	明
区 分	金 額		
1 利子及び配当金	212	1 財政調整基金利子	212

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	122,333	1 財政調整基金繰入金	122,333

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	1	1 繰越金	1

節		説	明
区 分	金 額		
1 預金利子	1	1 預金利子	1

節		説	明
区 分	金 額		
1 雑入	1	1 雑入	1

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 議会費	2,135	2,160	△25	0	2,135
計	2,135	2,160	△25	0	2,135

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 一般管理費	246,354	251,809	△5,455	0	246,354

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	875	○ 議会費 2,135 議員報酬 875
8 旅費	710	議員費用弁償 710
10 需用費	59	消耗品費 44 食糧費 14
11 役務費	45	印刷製本費 1 通信運搬費 45
12 委託料	90	議事録作成業務委託料 90 会場等借上料 356
13 使用料及び賃借料	356	

節		説明
区分	金額	
1 報酬	436	○ 一般管理費 246,354 連合長・副連合長報酬 312
5 災害補償費	1	委員報酬 124 災害補償費 1
8 旅費	1,006	委員その他費用弁償 46 普通旅費 960
10 需用費	4,609	消耗品費 2,030 燃料費 180
11 役務費	1,394	食糧費 58 印刷製本費 325
12 委託料	5,302	光熱水費 1,680 修繕料 326
13 使用料及び賃借料	13,399	医療材料費 10 通信運搬費 1,163 手数料 194
17 備品購入費	84	火災保険料 3 自動車損害保険料 34
18 負担金、補助及び交付金	220,114	一般管理等委託料 5,086 廃棄文書裁断処分委託 216 事務所借上料 9,641 駐車場借上料 548
26 公課費	9	会場等借上料 873 自動車借上料 218 書類保管室借上料 951 高速道路使用料 159 ハウジングサービス使用料 264 地方公会計ソフトウェア関連サービス利用料 210 資産管理システム借上料 535 庁用器具費 84 全国広域連合協議会分担金 50 派遣職員人件費負担金 220,000

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 財政調整基金費	212	125	87	212 財産収入 212	0
計	246,566	251,934	△5,368	212	246,354

(款) 2 総務費
(項) 2 選挙費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 選挙管理委員会費	83	84	△1	0	83
計	83	84	△1	0	83

(款) 2 総務費
(項) 3 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 監査委員費	168	168	0	0	168
計	168	168	0	0	168

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 社会福祉総務費	668,247	644,237	24,010	0	668,247
計	668,247	644,237	24,010	0	668,247

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		廃棄物処理費用負担金	47
		公平委員会負担金	5
		大分県産業創造機構会員年会費	12
		公課費	9
24 積立金	212	○ 財政調整基金費	212
		財政調整基金積立金	212

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	20	○ 選挙管理委員会費	83
		委員報酬	20
8 旅費	8	委員その他費用弁償	8
		消耗品費	20
10 需用費	26	食糧費	1
		印刷製本費	5
11 役務費	2	通信運搬費	2
		会場等借上料	27
13 使用料及び賃借料	27		

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	96	○ 監査委員費	168
		委員報酬	96
8 旅費	56	委員その他費用弁償	56
		消耗品費	5
10 需用費	7	食糧費	1
		印刷製本費	1
11 役務費	9	通信運搬費	1
		手数料	8

節		説明	
区分	金額		
27 繰出金	668,247	○ 特別会計繰出金	668,247
		特別会計事務費繰出金	668,247

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 利子	1	1	0	0	1
計	1	1	0	0	1

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 予備費	4,000	4,000	0	0	4,000
計	4,000	4,000	0	0	4,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	1	○ 利子 一時借入金利子
		1 1

節		説明
区分	金額	

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職 員 数	給 与			
			報 酬	給 与	期末手当 年度支給率 (月 分)	調整手当
		人	千円	千円	千円	千円
本 年 度	長 等	3	312			
	議 員	26	875			
	その他 特別職	19	240			
	計	48	1,427			
前 年 度	長 等	3	312			
	議 員	26	875			
	その他 特別職	19	240			
	計	48	1,427			
比 較	長 等	0	0			
	議 員	0	0			
	その他 特別職	0	0			
	計	0	0			

費			共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他手当	計			
千円	千円	千円	千円	千円	
		312		312	
		875		875	
		240		240	
		1,427		1,427	
		312		312	
		875		875	
		240		240	
		1,427		1,427	
		0		0	
		0		0	
		0		0	
		0		0	

②

令和3年2月

令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合
特 別 会 計 予 算

目 次

	[ページ]
特別会計予算	
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 債務負担行為	4
特別会計予算に関する説明書	
歳入歳出予算事項別明細書	
1 総 括	7
2 歳 入	
1款 市町村支出金	10
2款 国庫支出金	10
3款 県支出金	10
4款 支払基金交付金	12
5款 特別高額医療費 共同事業交付金	12
6款 繰入金	12
7款 繰越金	12
8款 県財政安定化 基金借入金	12
9款 諸収入	14
3 歳 出	
1款 総務費	16
2款 保険給付費	16
3款 県財政安定化 基金拠出金	20
4款 特別高額医療費 共同事業拠出金	20
5款 保健事業費	22
6款 公債費	22
7款 諸支出金	24
8款 予備費	24
給与費明細書	26
債務負担行為調書	28

議第4号

令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合の特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ197,112,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月1日 提出

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		31,245,630
	1 市町村負担金	31,245,630
2 国庫支出金		67,675,646
	1 国庫負担金	47,940,458
	2 国庫補助金	19,735,188
3 県支出金		16,608,469
	1 県負担金	16,608,468
	2 財政安定化基金支出金	1
4 支払基金交付金		77,643,790
	1 支払基金交付金	77,643,790
5 特別高額医療費共同事業交付金		30,928
	1 特別高額医療費共同事業交付金	30,928
6 繰入金		668,247
	1 一般会計繰入金	668,247
7 繰越金		3,000,000
	1 繰越金	3,000,000
8 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
9 諸収入		239,289
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	239,285
歳入合計		197,112,000

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		536,609
	1 総務管理費	536,609
2 保険給付費		194,662,502
	1 療養諸費	185,648,209
	2 高額療養諸費	8,791,093
	3 その他医療給付費	223,200
3 県財政安定化基金拠出金		1
	1 県財政安定化基金拠出金	1
4 特別高額医療費共同事業拠出金		88,855
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	88,855
5 保健事業費		802,531
	1 健康保持増進事業費	802,531
6 公債費		1
	1 公債費	1
7 諸支出金		21,501
	1 償還金及び還付加算金	21,501
8 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		197,112,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準システム機能改修業務委託	令和4年度	18,040

令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合
特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 市町村支出金	31,245,630	30,662,408	583,222
2 国庫支出金	67,675,646	67,239,437	436,209
3 県支出金	16,608,469	16,482,501	125,968
4 支払基金交付金	77,643,790	77,668,265	△24,475
5 特別高額医療費共同事業交付金	30,928	36,742	△5,814
6 繰入金	668,247	644,237	24,010
7 繰越金	3,000,000	3,000,000	0
8 県財政安定化基金借入金	1	1	0
9 諸収入	239,289	224,409	14,880
歳入合計	197,112,000	195,958,000	1,154,000

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費	536,609	522,463	14,146
2 保険給付費	194,662,502	193,673,600	988,902
3 県財政安定化基金拠出金	1	1	0
4 特別高額医療費共同事業拠出金	88,855	69,213	19,642
5 保健事業費	802,531	671,220	131,311
6 公債費	1	1	0
7 諸支出金	21,501	21,502	△1
8 予備費	1,000,000	1,000,000	0
歳出合計	197,112,000	195,958,000	1,154,000

2 歳 入

(款) 1 市町村支出金
(項) 1 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 保険料等負担金	15,579,636	15,070,281	509,355
2 療養給付費負担金	15,665,994	15,592,127	73,867
計	31,245,630	30,662,408	583,222

(款) 2 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 療養給付費負担金	46,997,984	46,776,382	221,602
2 高額医療費負担金	942,474	890,373	52,101
計	47,940,458	47,666,755	273,703

(款) 2 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 財政調整交付金	19,687,129	19,366,618	320,511
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	47,843	40,697	7,146
3 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	215	728	△513
4 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1	164,639	△164,638
計	19,735,188	19,572,682	162,506

(款) 3 県支出金
(項) 1 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 療養給付費負担金	15,665,994	15,592,127	73,867
2 高額医療費負担金	942,474	890,373	52,101
計	16,608,468	16,482,500	125,968

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保険料負担金	11,656,171	1 保険料負担金 2 保険料負担金（滞納繰越分） 3 保険料負担金（前年度繰越分）	11,622,152 34,018 1
2 保険基盤安定負担金	3,923,465	1 保険基盤安定負担金	3,923,465
1 療養給付費負担金	15,665,994	1 療養給付費負担金	15,665,994

節		説明	
区分	金額		
1 療養給付費負担金	46,997,984	1 療養給付費負担金	46,997,984
1 高額医療費負担金	942,474	1 高額医療費負担金	942,474

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整交付金	19,687,129	1 財政調整交付金	19,687,129
1 後期高齢者医療制度事業費補助金	47,843	1 後期高齢者医療制度事業費補助金	47,843
1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	215	1 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	215
1 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1	1 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1

節		説明	
区分	金額		
1 療養給付費負担金	15,665,994	1 療養給付費負担金	15,665,994
1 高額医療費負担金	942,474	1 高額医療費負担金	942,474

(款) 3 県支出金

(項) 2 財政安定化基金支出金

目	本年度	前年度	比較
1 財政安定化基金交付金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	本年度	前年度	比較
1 後期高齢者交付金	77,643,790	77,668,265	△24,475
計	77,643,790	77,668,265	△24,475

(款) 5 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1 特別高額医療費共同事業交付金

目	本年度	前年度	比較
1 特別高額医療費共同事業交付金	30,928	36,742	△5,814
計	30,928	36,742	△5,814

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	本年度	前年度	比較
1 一般会計繰入金	668,247	644,237	24,010
計	668,247	644,237	24,010

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	本年度	前年度	比較
1 繰越金	3,000,000	3,000,000	0
計	3,000,000	3,000,000	0

(款) 8 県財政安定化基金借入金

(項) 1 県財政安定化基金借入金

目	本年度	前年度	比較
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政安定化 基金交付金	1	1 財政安定化基金交付金	1

節		説	明
区 分	金 額		
1 後期高齢者 交付金	77,643,790	1 後期高齢者交付金	77,643,790

節		説	明
区 分	金 額		
1 特別高額医 療費共同事 業交付金	30,928	1 特別高額医療費共同事業交付金	30,928

節		説	明
区 分	金 額		
1 事務費繰入 金	668,247	1 事務費繰入金	668,247

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	3,000,000	1 繰越金	3,000,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 県財政安定 化基金借入 金	1	1 県財政安定化基金借入金	1

(款) 9 諸 収 入

(項) 1 延滞金、加算金及び過料

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 延滞金	1	1	0
2 加算金	1	1	0
3 過 料	1	1	0
計	3	3	0

(款) 9 諸 収 入

(項) 2 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 預金利子	1	1	0
計	1	1	0

(款) 9 諸 収 入

(項) 3 雑 入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 第三者納付金	239,283	224,403	14,880
2 返納金	1	1	0
3 雑 入	1	1	0
計	239,285	224,405	14,880

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 延滞金	1	1 延滞金	1
1 加算金	1	1 加算金	1
1 過料	1	1 過料	1

節		金額	説明
区分			
1 預金利子	1	1 預金利子	1

節		金額	説明
区分			
1 第三者納付金	239,283	1 第三者納付金	239,283
1 返納金	1	1 返納金	1
1 雑入	1	1 雑入	1

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 一般管理費	536,609	522,463	14,146	41,694 国庫支出金 41,694	494,915
計	536,609	522,463	14,146	41,694	494,915

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 療養給付費 等	183,712,664	183,208,069	504,595	167,888,156 国庫支出金 63,754,410 県支出金 15,735,814 市町村支出金 14,836,377 支払基金交付 金 73,532,038 特別高額医療 費共同事業交 付金 29,517	15,824,508
2 訪問看護療 養費	1,481,428	1,383,195	98,233	1,339,068 国庫支出金 506,843 県支出金 119,638 市町村支出金 119,638 支払基金交付 金 592,949	142,360

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	120	○ 一般管理費	536,609
8 旅 費	1,440	委員謝礼金	120
10 需 用 費	6,654	委員その他費用弁償	63
11 役 務 費	160,536	普通旅費	1,377
12 委 託 料	260,907	消耗品費	1,398
13 使用料及び 賃借料	51,016	食糧費	10
18 負担金、補 助及び交付 金	55,936	印刷製本費	4,746
		修繕料	500
		通信運搬費	151,774
		手数料	8,762
		電算システム関連委託料	243,147
		事業関連委託料	17,661
		一般管理等委託料	99
		会場等借上料	469
		電算処理システム機器借上料	50,547
		市町村補助金	40,000
		担当者研修負担金等	15,936

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補 助及び交付 金	183,712,664	○ 療養給付費等	183,712,664
		療養給付費	183,712,664
18 負担金、補 助及び交付 金	1,481,428	○ 訪問看護療養費	1,481,428
		訪問看護療養費	1,481,428

(款) 2 保険給付費
(項) 1 療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 特別療養費	1	1	0	1 国庫支出金 1	0
4 移送費	300	300	0	269 国庫支出金 101 県支出金 24 市町村支出金 24 支払基金交付金 120	31
5 審査支払手数料	453,816	453,816	0	0	453,816
計	185,648,209	185,045,381	602,828	169,227,494	16,420,715

(款) 2 保険給付費
(項) 2 高額療養諸費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 高額療養費	8,491,794	8,115,342	376,452	7,760,279 国庫支出金 2,946,883 県支出金 727,359 市町村支出金 685,785 支払基金交付金 3,398,888 特別高額医療費共同事業交付金 1,364	731,515
2 高額療養費 (外来年間合算)	40,000	40,000	0	36,551 国庫支出金 13,880 県支出金 3,425 市町村支出金 3,230 支払基金交付金 16,010 特別高額医療費共同事業交付金 6	3,449

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	1	○ 特別療養費 特別療養費	1 1
18 負担金、補助及び交付金	300	○ 移送費 移送費	300 300
11 役 務 費	453,816	○ 審査支払手数料 手数料	453,816 453,816

節		説明	金額
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	8,491,794	○ 高額療養費 高額療養費	8,491,794 8,491,794
18 負担金、補助及び交付金	40,000	○ 高額療養費(外来年間合算) 高額療養費(外来年間合算)	40,000 40,000

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養諸費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 高額介護合算療養費	259,299	250,557	8,742	236,957	22,342
				国庫支出金 89,982	
				県支出金 22,209	
				市町村支出金 20,940	
				支払基金交付金 103,785	
				特別高額医療費共同事業交付金 41	
計	8,791,093	8,405,899	385,194	8,033,787	757,306

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他医療給付費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 葬祭費	223,200	222,320	880	0	223,200
計	223,200	222,320	880	0	223,200

(款) 3 県財政安定化基金拠出金

(項) 1 県財政安定化基金拠出金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 県財政安定化基金拠出金	1	1	0	0	1
計	1	1	0	0	1

(款) 4 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 特別高額医療費共同事業拠出金	88,754	69,111	19,643	9,899	78,855
				国庫支出金 9,899	

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	259,299	○ 高額介護合算療養費 高額介護合算療養費	259,299 259,299

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	223,200	○ 葬祭費 葬祭費	223,200 223,200

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1	○ 県財政安定化基金拠出金 県財政安定化基金拠出金	1 1

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	88,754	○ 特別高額医療費共同事業拠出金 特別高額医療費共同事業拠出金	88,754 88,754

(款) 4 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	101	102	△1	101 国庫支出金 101	0
計	88,855	69,213	19,642	10,000	78,855

(款) 5 保健事業費

(項) 1 健康保持増進事業費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 健康診査費	545,041	498,357	46,684	227,694 国庫支出金 227,694	317,347
2 その他健康保持増進費	257,490	172,863	84,627	84,158 国庫支出金 84,158	173,332
計	802,531	671,220	131,311	311,852	490,679

(款) 6 公債費

(項) 1 公債費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 利子	1	1	0	0	1
計	1	1	0	0	1

18 負担金、補助及び交付金	101	○ 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	101 101
----------------	-----	--	------------

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
10 需用費	909	○ 健康診査費	545,041	
		消耗品費	103	
11 役務費	24,304	印刷製本費	806	
		通信運搬費	14,511	
12 委託料	519,828	手数料	9,793	
		事業関連委託料	519,828	
1 報酬	3,278	○ その他健康保持増進費	257,490	
		保健師報酬	3,278	
4 共済費	518	共済費	518	
		講師等謝礼金	281	
7 報償費	281	保健師費用弁償	322	
		普通旅費	633	
8 旅費	955	消耗品費	98	
		印刷製本費	132	
10 需用費	230	通信運搬費	2,654	
		広告料	5,397	
11 役務費	21,766	手数料	13,715	
		事業関連委託料	226,997	
12 委託料	227,008	保健師生活習慣病予防健診委託料	11	
		一体的実施支援ツール使用料	308	
13 使用料及び賃借料	308	保健事業等負担金	3,146	
18 負担金、補助及び交付金	3,146			

節		区 分	金 額	説 明
22 償還金、利子及び割引料	1	○ 利子	1	
		一時借入金利子	1	

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 保険料還付金	20,000	20,000	0	0	20,000
2 還付加算金	1,500	1,500	0	0	1,500
3 療養給付費等返還金	1	1	0	0	1
4 市町村負担金等返還金	0	1	△1	0	0
計	21,501	21,502	△1	0	21,501

(款) 8 予備費

(項) 1 予備費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 予備費	1,000,000	1,000,000	0	0	1,000,000
計	1,000,000	1,000,000	0	0	1,000,000

節		金額	説明	
区分				
22	償還金、利 子及び割引 料	20,000	○ 保険料還付金 保険料還付金	20,000 20,000
22	償還金、利 子及び割引 料	1,500	○ 還付加算金 還付加算金	1,500 1,500
22	償還金、利 子及び割引 料	1	○ 療養給付費等返還金 療養給付費等返還金	1 1

節		金額	説明	明
区分				

1. 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

該当なし

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数					共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 与	職員手当	計			
本 年 度	人 1	千円 2,754	千円	千円 524	千円 3,278	千円 518	千円 3,796	
前 年 度	2	5,508		1,047	6,555	935	7,490	
比 較	△ 1	△ 2,754		△ 523	△ 3,277	△ 417	△ 3,694	

職員手当 の内訳	区分	時間外勤務手当
	本年度	千円 524
	前年度	1,047
	比較	△ 523

2. 報酬及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別説明		説明	備考
報酬	千円 △ 2,754	その他の増減分	千円 △ 2,754	会計年度任用職員の採用に係る増減分	
職員手当	△ 523	その他の増減分	△ 523	会計年度任用職員の採用に係る増減分	

3. 給料及び職員手当等の状況

該当なし

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
 (当該年度提出に係る分)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
標準システム機能改修業務委託	18,040		

(単位：千円)

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
期 間	金 額	国（県）支出金	地方債	その他	
令和4年度	18,040				18,040

一般会計予算説明資料

(歳入)

款 項	目	説明
1	分担金及び負担金	
	1 負担金	
	1 市町村負担金	市町村からの共通経費負担金
2	財産収入	
	1 財産運用収入	
	1 利子及び配当金	財政調整基金利子
3	繰入金	
	1 基金繰入金	
	1 財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金
4	繰越金	
	1 繰越金	
	1 繰越金	繰越金
5	諸収入	
	1 預金利子	
	1 預金利子	預金利子
	2 雑入	
	1 雑入	

(歳出)

款 項	目	説明
1	議会費	(議定例会2回、臨時会1回、議会運営委員会3回、全員協議会3回)
	1 議会費	
	1 議会費	議員報酬(26名) 費用弁償 会場借上料 議会運営に係る事務費
2	総務費	
	1 総務管理費	広域連合長等報酬 各種委員報酬 事務室借上料 派遣職員人件費負担金(27名) その他需用費等
	1 一般管理費	
	2 財政調整基金費	財政調整基金費
2	選挙費	(選挙管理委員4名)
	1 選挙管理委員会費	委員報酬 費用弁償 会場借上料 その他需用費等
3	監査委員費	(監査委員2名)
	1 監査委員費	委員報酬 費用弁償 その他需用費等
3	民生費	
	1 社会福祉費	
	1 社会福祉総務費	特別会計事務費繰出金
4	公債費	
	1 公債費	
	1 利子	一時借入金利子
5	予備費	
	1 予備費	
	1 予備費	

特別会計予算説明資料

(歳入)

款	項	目	説明
1		市町村支出金	
	1	市町村負担金	
		1 保険料等負担金	保険料負担金 保険基盤安定負担金
		2 療養給付費負担金	負担対象額1/12
2		国庫支出金	
	1	国庫負担金	
		1 療養給付費負担金	負担対象額3/12
		2 高額医療費負担金	レセプト1件80万円超えの医療費に係る負担金(国1/4)
	2	国庫補助金	
		1 財政調整交付金	広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡の調整
		2 後期高齢者医療制度事業費補助金	健康診査事業(国1/3) 医療費適正化等推進事業(国1/2) 特別高額医療費共同事業
		3 後期高齢者医療災害臨時特例補助金	災害臨時特例補助金
		4 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	保険料軽減措置に要する経費
3		県支出金	
	1	県負担金	
		1 療養給付費負担金	負担金対象額1/12
		2 高額医療費負担金	レセプト1件80万円超えの医療費に係る負担金(県1/4)
	2	財政安定化基金支出金	
		1 財政安定化基金交付金	
4		支払基金交付金	
	1	支払基金交付金	
		1 後期高齢者交付金	療養給付費等概ね4/10
5		特別高額医療費共同事業交付金	
	1	特別高額医療費共同事業交付金	
		1 特別高額医療費共同事業交付金	レセプト1件400万円超えの医療費のうち、200万円を超える分
6		繰入金	
	1	一般会計繰入金	
		1 一般会計繰入金	事務費繰入金
7		繰越金	
	1	繰越金	
		1 繰越金	繰越金
8		県財政安定化基金借入金	
	1	県財政安定化基金借入金	
		1 県財政安定化基金借入金	
9		諸収入	
	1	延滞金及び過料	
		1 延滞金	保険料の延滞金(市町村から納付)
		2 加算金	
		3 過料	資格喪失届出等をしなかった者からの過料
	2	預金利子	
		1 預金利子	歳計現金預金利子
	3	雑入	
		1 第三者納付金	交通事故等に伴う損害賠償金
		2 返納金	資格喪失後の保険給付等の返還金
		3 雑入	

(歳出)

款	項	目	説明
1	総務費		
	1	総務管理費	
		1 一般管理費	懇話会委員報償費 後期高齢者医療しおり等印刷 被保険者証送付料 医療費通知等送付料 電算処理業務等委託料 電算処理システム保守点検等委託料 被保険者証等作成封入封緘業務委託料 標準システムリース 個人番号制度中間サーバ負担金 その他需用費等
2	保険給付費		
	1	療養諸費	
		1 療養給付費等	療養給付費 入院時食事療養・生活療養費、療養費（診察、補装具、柔整術、鍼灸外）
		2 訪問看護療養費	訪問看護に要する経費
		3 特別療養費	資格証明書交付者に要する療養費の支給
		4 移送費	移送に要する経費
		5 審査支払手数料	診療報酬明細書の審査等に要する経費
	2	高額療養諸費	
		1 高額療養費	一部負担金が著しく高額になった場合に一定額を支給
		2 高額療養費（外来年間合算）	外来診療の一部負担金が年間で限度額を超えた場合に支給
		3 高額介護合算療養費	医療保険及び介護保険の自己負担合計額が著しく高額になった場合に支給
	3	その他医療給付費	
		1 葬祭費	葬儀執行者に葬祭費の一部（20,000円）を支給
3	県財政安定化基金拠出金		県が設置する財政安定化基金への拠出金
	1	県財政安定化基金拠出金	（拠出率は国の標準拠出率0.041%）
		1 県財政安定化基金拠出金	【国：県：広域連合＝1：1：1】
4	特別高額医療費共同事業拠出金		
	1	特別高額医療費共同事業拠出金	
		1 特別高額医療費共同事業拠出金	高額な医療費に対応するための共同事業（国保中央会）への拠出金
		2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	
5	保健事業費		
	1	健康保持増進事業費	
		1 健康診査費	歯科検診問診票印刷 受診券送付料 健康診査等委託料 受診券作成委託料等
		2 その他健康保持増進費	新聞広告料 第三者行為求償事務等手数料 レセプト点検委託料 重複・頻回受診者に係る訪問指導業務委託料 医療費・療養費等通知書作成委託料 ジェネリック医薬品差額通知作成委託料 重症化予防等訪問事業委託料
6	公債費		
	1	公債費	
		1 利子	一時借入金の利子
7	諸支出金		
	1	償還金及び還付加算金	
		1 保険料還付金	保険料の過誤納付に伴う還付金
		2 還付加算金	保険料の還付に係る利子相当分
		3 療養給付費等返還金	
		4 市町村負担金等返還金	
8	予備費		
	1	予備費	
		1 予備費	